

令和 8 年



とまり

議会だより



令和 8 年 泊消防団出初式 (令和 8 年 1 月 7 日 : 泊村公民館)

No.199

令和 8 年 2 月 発行

発行/泊村議会 責任者/議長 宇留間文宣

〒045-0202

北海道古宇郡泊村大字茅沼村字臼別191-7

TEL 0135-75-3451

令和
7年

第4回 定例会

会期 12月9日～11日

令和7年第4回泊村議会定例会は、去る12月9日に招集され、会期を11日までの3日間と定め、開会日の11日は、議長の諸般の報告と村長から第3回定例会以降の行政報告、教育長から教育行政報告が行われた後、人権擁護委員候補者の推薦及び議案1件を審議採決し、その他の議案9件について提案理由の説明を受けました。

11日は、一般質問が行われた後、議案9件と追加議案1件の審議採決をし、全日程を終了し、閉会しました。

行政報告

高橋 村長

令和6年度後志広域連合各会計及び一部事務組合に係る決算について
(別記資料参照)

後志広域連合の令和6年度一般会計につきましては、歳入総額の欄から歳出総額を差し引きまして、差引総額3,084,329円となり、翌年度へ繰越しとなります。

国民健康保険事業特別会計は、差引総額108,488,574円となり、翌年度へ繰越しとなります。

介護保険事業特別会計は、差引総額186,028,567円となり、翌年度へ繰越しとなります。

こちらについては、令和7年11月25日開催の第2回後志広域連合

議会定例会で認定済みであります。

岩内・寿都地方消防組合の令和6年度歳入歳出決算につきましては、差引総額156,705,216円となり、翌年度へ繰越しとなります。

こちらについても、令和7年9月29日開催の第2回岩内・寿都地方消防組合議会定例会で認定済みであります。

岩内地方衛生組合の令和5年度歳入歳出決算につきましては、差引総額30,508,185円となり、翌年度へ繰越しとなります。

こちらについても、令和7年9月29日開催の第2回岩内地方衛生組合議会定例会で認定済みであります。

○令和6年度後志広域連合一般会計及び特別会計決算

令和7年11月25日開催

第2回後志広域連合議会定例会で認定済

区 分	歳入総額	歳出総額	差引総額	備 考
一般会計	193,418,429	190,334,100	3,084,329	翌年度へ繰越
国民健康保険事業特別会計	6,824,450,774	6,715,962,200	108,488,574	翌年度へ繰越
介護保険事業特別会計	6,756,894,797	6,570,866,230	186,028,567	翌年度へ繰越

○令和6年度岩内・寿都地方消防組合会計歳入歳出決算

令和7年9月29日開催

第2回岩内・寿都地方消防組合議会定例会で認定済

区 分	歳入総額	歳出総額	差引総額	備 考
岩内・寿都地方消防組合	1,341,948,749	1,185,243,533	156,705,216	翌年度へ繰越

○令和6年度岩内地方衛生組合会計歳入歳出決算

令和7年9月29日開催

第2回岩内地方衛生組合議会定例会で認定済

区 分	歳入総額	歳出総額	差引総額	備 考
岩内地方衛生組合	488,013,415	457,505,230	30,508,185	翌年度へ繰越

泊発電所3号機の再稼働同意に係る経過について

9月の第3回泊村議会定例会において、9月2日に提出された再稼働に係る陳情2件が原子力発電所対策特別委員会に付託をされました。

9月20日には、北海道主催による住民説明会が泊村公民館で開催され、国と事業者である北海道電力から説明がなされ、私を含め議員も出席し、住民からのご意見をお聞きしました。

その後、原子力発電所対策特別委員会による発電所の現地視察を経て、10月24日の原子力発電所対策特別委員会において陳情2件を全会一致で採択、引き続き、委員会として泊発電所3号機再稼働の地元同意について容認する旨の採決を行い、全会一致で決定されました。

10月31日の泊村議会第2回臨時会では、付託された陳情2件の審査について委員長から報告され、全会一致で採択すべきものと決定され、再稼働に関する意見書についても全会一致で可決されました。

臨時会終了後には、村長室で宇留間議長と結城委員長から意見書を受け取りまして、そして、11月17日開催の泊村議会全員協議会に

おいて、私から、北海道電力株式会社泊発電所3号機の再稼働について、地元同意をする旨、表明を致しました。

11月21日には、北海道議会産炭地域振興・GX推進・エネルギー調査特別委員会、総務委員会連合審査会に参考人として出席し、泊発電所3号機の再稼働に係る本村の経過説明を行い、その後、委員からの質疑にお答えをしましてまいりました。

また、12月4日には、本庁舎大会議室において、鈴木北海道知事と岩宇4力町村長による意見交換会が行われました。

再稼働同意までの経緯と考え方などについて、また、立地村である泊村のこれまでの歴史的な原子力発電所との関わり、北海道のエネルギー供給基地としての役割について、私から申し述べさせていただきました。

令和7年度泊村原子力防災訓練の実施結果について(10月29日実施)

今年の原子力防災訓練の訓練内容につきましては、国・北海道・関係町村等をテレビ会議システムで繋ぎ、災害対策本部の運営を行う意思決定訓練を実施し、また、広域避難訓練として、アパホテル

へ一般住民をはじめ、小中学生の児童生徒、教職員等132名が避難を行ったほか、とまり保育所の入所児童4名も職員の引率のもと、仁木町きのこ王国までバスで避難訓練を実施しました。

さらには、黒松内町、湯の里・黒松内へ役場と老人ホームむつみ荘入居者・職員による広域避難訓練も例年同様、実施致しました。

独自訓練としては、消防泊支署により、茅沼地区集会所屋上において、避難住民が孤立している想定のもと、ハシゴを使用した救助訓練を新たに実施致しました。

今後においても、繰り返し訓練を実施し、本訓練の事後検証の結果を次年度以降の訓練に反映させ、また、独自訓練等、新たな訓練項目も積極的に取り入れ、より実効性の高い訓練となるよう努めてまいります。



教育行政報告

高山教育長

学校教育関係

【学校行事】

10月4日に、泊中学校文化活動発表会が開催されました。文化部の音楽活動の発表・全校合唱を行い、その後、伝統の「泊中ソーラン」が行われました。

10月18日には、泊小学校学習発表会が開催されました。

学習した内容を取り入れた劇や演奏・合唱などが披露され、会場は大勢の観覧者でいっぱいとなり、子供たちの熱演に大きな拍手が沸いていました。

社会教育関係

第51回を迎えた泊村民スポーツ大会が9月14日から9月28日にかけて実施されました。

ソフトボールは悪天候で中止となりましたが、各地区対抗のパークゴルフ・混合バレーボール・ソフトボール・グラウンドゴルフのほかに、地域対抗にこだわらないモルック競技も開催され、130名

の方々がスポーツの秋を楽しんでいました。

11月8日・9日の両日、泊村公民館で第39回泊村公民館まつりを実施いたしました。

小中学生及び一般の方の絵や書・菊花・短歌・手芸品などが展示され、訪れた方々の目を楽しませていました。

また、初日のステージ発表では、泊中学校文化部のバンド演奏や、2日目には、岩内高校吹奏楽局と太鼓局による発表会が行われ、社会福祉協議会の展示、健康支援課による健康維持に関する展示や体験会も同時に開催され、2日間の来館者は、330名でありました。

12月4日には、泊村教育講演会として、元バドミントン女子元世界ランキング1位、「ナガマツベア」の愛称で世界選手権を連覇し、東京オリンピックにも出場した、永原和可那氏を講師に迎えて開催しました。永原さんは、「挑戦の先にあるつながり」を経験が導く成長の物語」と題して、80名の聴衆を前に、「目標を立ててステップを踏むことの大切さと周囲への感謝の心を持つことを大切にしたい。」と話しました。また、講演後には、参加した小中学生とシャトルを打ち合い交流を深めていました。

社会教育施設の利用状況

(11月末現在)

【とまりアイスセンター】	利用者数	17, 284名
	前年度対比	1, 369名増
【練御殿とまり】	入館者数	2, 681名
	前年度対比	363名増
【とまりカブトラインパーク】	利用者数	1, 228名
	前年度対比	530名減

※練御殿・とまりカブトラインパークは、11月9日で、今年度の営業終了。



審議した議案

人権擁護委員候補者の推薦について……………
 原案同意(全会一致)
 人権擁護委員候補者として、増川佳子氏の推薦について、満場一致で同意されました。

財産の処分

財産の処分について……………
 原案可決(全会一致)
 堀株地区の村有地の処分に係る売買契約の締結をするものです。

条例の制定・改正

泊村茂岩地区観光開発基金条例の制定について……………
 原案可決(全会一致)
 「観光業の振興・茂岩開発」に係る指定寄附として受けた寄附金の用途を明確にするにあたっての条例の制定です。

泊村職員の給与に関する条例の一部改正について……………
 原案可決(全会一致)

泊村特別職員の給与に関する条例の一部改正について……………
 原案可決(全会一致)

泊村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について……………
 原案可決(全会一致)
 泊村フルタイム会計年度任用職員給与に関する条例の一部改正について……………
 原案可決(全会一致)

泊村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について……………
 原案可決(全会一致)
 以上5件は、令和7年8月7日付けの人事院勧告内容に伴い、一般職職員及びフルタイム並びにパートタイム会計年度職員の給与の改正、また、職員同様に、特別職員及び議会議員に係る期末手当の支給割合の改正を行う条例の改正です。

補正予算

令和7年度古宇郡泊村一般会計補正予算(第5号)……………
 原案可決(全会一致)
 歳入歳出それぞれ151,410千円を増額補正し、総額を5,290,299千円としました。
 また、温浴施設整備事業について、繰越明許費を設定いたしました。

た。

【歳入の主なもの】

◎財産収入

- ・ 土地売却収入

94,726,000円増

◎寄附金

指定寄附金

5,000,000円増

- ・ 企業版ふるさと応援寄附金

53,000,000円増

【歳出の主なもの】

- ・ 公有財産管理基金外、基金積立金の増、温浴施設建設関連経費（工事管理・工事費・備品購入費）の減

令和7年度泊村簡易水道事業会計補正予算（第3号）

………原案可決（全会一致）

収益的収入及び収益的支出をそれぞれ206千円減額し、収益的収入を184,675千円、収益的支出を213,618千円とし、資本的収入及び資本的支出をそれぞれ1,892千円減額し、資本的収入を60,818千円、資本的支出を61,152千円としました。

【主な内容】

- ・ 収益的支出、資本的支出において、人事異動や人事院勧告に伴う人件費及び事業費確定による委託料及び工事費の減額。
- ・ 収益的収入、資本的収入において、

て、支出の事業確定による補助金等の減額。

令和7年度泊村下水道事業会計補正予算（第2号）

………原案可決（全会一致）

収益的収入及び収益的支出をそれぞれ462千円減額し、収益的収入を298,763千円、収益的支出を324,117千円とし、資本的収入及び資本的支出をそれぞれ8,617千円減額し、資本的収入を198,603千円、資本的支出を256,874千円としました。

【主な内容】

- ・ 収益的支出、資本的支出において、人事異動や人事院勧告に伴う人件費及び事業費確定による委託料及び工事費の減額。
- ・ 収益的収入、資本的収入において、支出の事業確定による補助金等の減額。

追加議案

補正予算

令和7年度古宇郡泊村一般会計補正予算（第6号）

………原案可決（全会一致）

………物価高騰の影響を受けている生

活者支援を目的に、村として支援事業を実施するための増額補正であり、歳入歳出それぞれ46,132千円を増額補正し、総額を5,336,431千円としました。

【歳入の主なもの】

◎国庫補助金

- ・ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

10,000,000円増

- ・ 物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金

3,897,000円増

◎総務費

- ・ 物価高騰対策費

46,132,000円増

泊村の休日を決める条例等の改正について：原案可決（全会一致）

現在の泊村の年末年始の休日は、12月31日から翌年1月5日までありますが、国や北海道の年末年始の休日については、「行政機関の休日に関する法律」の定めにより12月29日から翌年1月3日までの期間として運用しており、更に、民間企業の多くもこの期間としており、近年、この期間に合わせる団体が増えていることから、泊村の年末年始の休日の期間についても、国・北海道、民間企業と統一とすることにより、住民サービスに一貫性を持たせることができることから、今年度より期間を変更する条例の改正です。

お願い

行事案内など、議長宛の文書は議会事務局へお届け願います。

審議した議案

条例の改正

令和7年

第2回臨時会

会期 10月31日

補正予算

令和7年度古宇郡泊村一般会計補正予算(第4号)……………
 ……原案可決(全会一致)
 歳入歳出それぞれ2,002千円を増額補正し、総額を5,138,889千円としました。

【歳入の主なもの】

◎国庫補助金

・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

2,002,000円増

【歳出の主なもの】

○物価高騰対策費

・定額減税補足給付金(不足額分)

1,990,000円増

陳 情

(陳情審査報告)

北海道電力株式会社泊発電所3号機の再稼動に関する意見書を求める陳情……………採 択(全会一致)
 泊原子力発電所3号機の再稼動について……………採 択(全会一致)

意 見 書

北海道電力株式会社泊発電所3号機の再稼動に関する意見書……………
 ……原案可決(全会一致)

寄付行為の禁止

議員は、選挙区内の方にお金や物を贈ることは、公職選挙法で禁止されており、有権者が求めてもいけません。

ご理解をお願いします。



一 般 質 問

滝本 一訓 議員

□北電の土捨場について

- ①・②・③

滝本 一訓 議員

北電の土捨場

について



滝本 一訓 議員

滝本 一訓 議員

北電の土捨場ってことで、①②③つて出してますので、ちよつと時間長いもんですから、

座らせて、やらせてよろしいでしょうか。

宇留間 議長

宇留間 議長

はい。一括でお願いします。

はい。どうぞ。座って結構です。

滝本一訓議員

北電の土捨場①について、質問しますので、よろしくお願いを申し上げます。

令和7年第2回定例会で、6月13日の一般質問で、北電の工事による国道・村道の汚れについて質問し、その時に、堀株の上の北電の土捨場、埃が出ないように話をしたが、もうこういうことが無いと思っていたと。

堀株住民から、家の中が埃がすごいいろいろ話があったと。

7月1日、山の畑で、私が仕事をしていたら、堀株の上で、埃を舞い上げて、20トンダンプが走っていたと。北電総務課に電話と。なぜ同じことを繰り返すのかと。北電は業者に伝えていると。滝本から電話があったことを伝えるとのこと。その後も、堀株の上は埃だらけが相変わらず。

8月12日に北電担当者に電話。北電敷地内、堀株の上の埃について話をしているのに、相変わらずおさまらないと。北電担当者に抗議すると。

8月12日、役場担当課長にこの話をする。北電、堀株山の上について、北電にも、このようなことが起きないように、村からも、

話をしてほしいと頼む。

その後、北電、土木担当者の話では、今まで北電では散水車で水を撒いていたようだが、散水車の台数を増やして対応したとのこと。その後、埃を舞い上げることが無くなったと。

滝本の上の北電の土捨場、心配していたことが、現実には起きたと。8月27日、夜12時15分、家の横の沢の水が溢れると。国道を泥水が流れると。役場担当課長に連絡して、すぐに来てくれたと。午後1時30分、北電の担当者6人、泊村役場2人、北電の説明を受けると。北電の土捨場、現地を見に行く。

9月17日、朝、土砂降りの雨で、沢の水がまた溢れると。国道を流れ、谷内のスタンドまで泥水が流れていくと。

1点目、村長は、北電には工事の部分で常に気をつけるよう話しており、国道・村道の汚れのこと、おさまったと思ったが、堀株の上の埃の話、なぜ同じことを繰り返すのかと。

2点目、滝本の上の北電の土捨場建設は、下に住んでいる住民もいることから、事前に説明があっても然るべきと考える。地域住民は被害を被っている。

こうした作業の理解を得るため、事前に地域住民への説明をし、

理解を得ることが必要ではないです。

村長、この2点について、伺います。

北電の土捨場、②に移ります。

8月27日、家の川が氾濫してから、北電はそれなりの工事の対応をしてきました。

9月17日、沢の水が溢れてから、土捨場から出る水を水中ポンプで、共和町の方に流すようになった。

この度の役場担当課長の対応は、住民の立場に立って対応してくれたと。今後も、住民の安全・安心のために、対応をお願いします。

以前、家の横の川が1回水が溢れたことがあったと。その時は役場に電話したが、誰1人見に来なかつた。隣の機動隊の人が、全員手伝ってくれて、大事には至らなかつた。

この度は、村の対応は大変良かつた。

北電は、1号機・2号機・3号機の建設、そして、防潮堤の工事で住民に迷惑をかけてきたと。北電は、いいかげんに、こういうことから卒業してほしいと思います。

村長、今、私が話したことについて、どう思いますか。

土捨場の③に移ります。

北電、龍神川土捨場、令和5年8月7日、龍神川が泥水。滝本、北電担当課に抗議すると。北電は、龍神川土捨場、私が指摘してから北電は、それなりの対策をしたと。北電は、今も同じことを繰り返しているんです。

家の横の沢の水が溢れたら、家に泥水が入らないように、私は対策をしてあったからよかつた。

北電は、これだけ迷惑をかけているのに、悪かつたという言葉がないと。北電の所長・土木責任者に話し合いを申し入れたが受けない。こんなことで良いのでしょうか。

村長、この話を村に言っても仕方ないが、私の話したことについて、どう思いますか、伺います。よろしくお願います。

高橋村長

おはようございます。

それでは、滝本議員のご質問にお答えいたします。

ただ今、長々とご質問ありましたが、総じて申し上げれば、北海道電力の工事に対する滝本議員の主張だと思いますが、発電所では、現在、色々な工事が行われて

とまり 議会だより

おり、それに伴い、住民の皆さんにご迷惑をかけていることも認識をしておりますが、北海道電力も住民の皆様にご迷惑がからないよう、影響を最小化すべく、様々な対策を講じておりますが、天候もその日によって違うことから、一概に北海道電力の姿勢を責めるべきではないと思いますし、特に大きな工事の場合は、住民の皆様にご迷惑をお掛けすることもありますが、業者が対策をしていることを認識され、大半の住民の皆様がご理解を頂いて、少し我慢をしていただいている現状だと思っております。

したがって、何も工事をしてない状況と同じにしろと言っても私は無理だと思えます。

私も引き続き、北海道電力には申すべきことは、これまで同様申し上げて、住民の皆様にご迷惑が掛からないようにしてまいります。

そして、地域住民に対しては、地域会長への連絡や、各戸への文書配布等も行っていることから、引き続き迅速に、そして丁寧に住民の皆様から理解を得れるよう努力をしてもらいたいと考えております。

最後に、「北海道電力の幹部に面会を申し入れても受けないと」ありますが、これは、滝本議員か

ら面会を求められ、北海道電力から議会に問い合わせがあり、議会としては、「原子力発電所対策特別委員会の閉会中の継続審査事項として決定したことなので、議員個人で事業者の文書での面会の申入れは対応する義務はない。また、委員会として決定したことについては従ってもらわなければならぬ」と回答しており、北海道電力は議会の回答をもって、滝本議員に対して対応したと聞いております。

この工事による影響等については、原子力発電所対策特別委員会の継続調査の事項となっておりますので、滝本議員におかれましては、その委員会、北海道電力から対策の説明を聞いた、委員会で北海道電力に委員会として申入れたりと、しっかりとルールに則った形で、議員としての権限を行使していただければと思います。この件については、議会という組織の中の話ですので、私がかく言う立場にありませんけれども、一般論としてお話をさせていただきます。以上です。

滝本一訓議員

村長の答弁も聞きました。

そういう中で、今まで、北海道電力の仕事の仕方、見てたら、やっぱり上の、うちの上の仕事をしてみても、ここに写真なんかも撮ってきてるんだけど、余りにももうお粗末な仕事をしてるっていうこと、それから、北海道電力は土地を買って土捨場をつくっているが、北電だからといって何をしても良いということにはならないと。地域住民に何の説明をして、やり方を間違っていると指摘して、私の質問を終わります。

宇留間議長

はい。

お疲れ様でした。



議会に関する豆知識

◎議決権

議決権は、議会の持つ権限の中で、最も本質的、基本的なものであり、議会の存在目的からも第一にあげられる権限である。

議会は、町村長等の執行機関に対して、その町村の議事機関、意思決定機関として存在している。そして、現行地方自治法の建前では、条例、予算は議会が決定し、重要な行政執行についても、あらかじめ議会の議決を経ることを前提としているので、町村長が提案した案件に対して可否を表明することが議会の最も重要な使命であり、職責であるといえる。このような議会の意思決定が「議決」であり、議会の権限の中で最も本質的、基本的なものといわれるわけである。

議決は、「問題」に対する議員個々の賛成・反対の意思表示、すなわち表決の集約である。そこで、表決が満場一致であれば何ら問題はないが、議員の意思が賛否に分かれている場合は、表決を集計した上で、多数決の原理に従って、通常の案件では過半数（出席議員の二分の一の整数部分に一を加えた議員数以上）、特別の案件にあっては特別多数（三分の二以上等それぞれ定められた数以上）の賛成の意思表示があれば議会の意思と定めるものである。

このようにして決定した議会の意思（議決）は、もはや議員個々の意思からは独立したものとなり、議会全体の統一した意思ということになる。たとえ、議決とは反対の意思を表明した議員があったとしても、その議会の構成員である以上、議決の宣告があったときから、成立した議決に従わなければならないことになる。

【議員必携〔第12次改訂新版〕 抜粋】

議会を傍聴してみませんか

手続きは簡単です

住所・氏名を受付票に記入するだけの
簡単な手続きです

お気軽にどうぞ…

定例会は、3月・6月・9月・12月の年4回です。

臨時会は、必要に応じて随時開きます。

◎入室の際は、季節性を含む感染症対策のため、マスクの着用は個人の判断といたしますので、ご協力をお願いいたします。

議 会 日 誌

(令和7年11月1日～令和8年1月31日)

月	日	会 議 等	出 席 者	場 所
11	1	第60回泊村功労者表彰式	各議員	
	6	例月出納検査	沼畑・鎌田監査委員	
	10	全国原子力発電所所在市町村協議会全体会議	議 長	東京都
	11	後志町村議会議長会「北海道横断自動車道に係る中央要望」	”	”
	12	第69回町村議会議長全国大会	”	”
	18	全国原発立地市町村議会議長会役員会、意見交換会	議 長	”
	23	第14回泊村長杯長ぐつアイスホッケー大会	議 長	
12	3	議会運営委員会	全委員	
	5	例月出納検査	沼畑・鎌田監査委員	
	6	令和7年度 村政懇談会	各議員	
	9	第4回定例会（開会）	結城議員欠席	
		全員協議会・総務経済常任委員会・原子力発電所対策特別委員会・議会運営委員会	”	
	11	第4回定例会（再開・閉会）	全議員	
	16	北海道電力㈱代表取締役会長と対談	議 長	
23	第2回岩内地方衛生組合議会臨時会	飯田・吉田議員	岩内町	
	第2回岩内・寿都地方消防組合議会臨時会	副議長		
1	7	令和8年 泊消防団出初式	各議員	
	8	例月出納検査	沼畑・鎌田監査委員	
	11	令和8年 泊村20歳のつどい	各議員	
	17	第3地域会新年交礼会	議 長	
		茅沼地域会新年交礼会	議 長	
	18	堀株地域会新年交礼会	議 長	
	19	泊建設業協会新年交礼会	議 長	
	20	岩内建設業協同組合・岩内建設業協会新年交礼会	議 長	岩内町
	22	議会だより編集委員会	全委員	
	23	泊村商工会新年交礼会	副議長	
	24	盃地域会新年交礼会	議 長	
25	渋井地域会新年交礼会	議 長	岩内町	

編 集 後 記

「議会だより」第199号をお届けいたします。
 今回は、令和7年12月の第4回定例会及び令和7年10月31日の第2回臨時会について編集いたしました。
 ぜひご覧になって、村の方針や議会活動もご理解を深めていただきたいと思います。

議会だより編集委員会 宇留間 文 宣
 三 浦 弘 文
 長 尾 透 樹
 吉 田 茂 樹